

■ 通所リハビリテーションの見直しまたは新設加算の関連表

項目	単位/日・月	算定期間	備考
①短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 単位 /日	退院(退所)日または認定日から 3 月以内	① ②または③はセットで算定 (概ね週 2 日以上、個別リハ 20 分以上/回、40 分以上/日実施)
②リハビリテーションマネジメント加算 I	230 単位 /月	算定要件を満たした期間 ※②と③は併算定不可	(1) 通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直し。 (2) 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が介護支援専門員を通じて、訪問介護、その他の居宅サービス事業所従業者に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達。 (3)新規に計画を作成した利用者に対して、事業所の医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、計画に従い、通所リハビリテーションの実施を開始日から起算して 1 月以内に、利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行っている
③リハビリテーションマネジメント加算 II	1020 単位 /月(同意日から 6 月以内)  700 単位(同意日から 6 月超)		(1) リハビリ会議を開催し、情報共有。会議内容を記録。 (2) 計画を、医師が利用者または家族に説明し、利用者の同意を得る。 (3) 計画の作成に当たって、計画の同意月から起算して 6 月以内の場合は 1 月に 1 回以上、6 月超は 3 月に 1 回以上、リハビリ会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリ計画を見直し。 (4) 必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供 (5) 以下のいずれかに適合。 ①理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた訪問介護の事業その他の居宅サービス事業所従業者と利用者の居宅を訪問し、従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言。 ②理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、専門的な見地から、介護の工夫